

# 老人クラブ傷害保険はクラブ活動を支えています

問

近年は台風、竜巻等による風水害が多発しています。老人クラブ傷害保険は、このような災害によるケガも補償されるのでしょうか？

答

ご質問の災害によるケガは補償の対象となります。ただし、自然災害のうち、「地震、津波、噴火」を原因とするケガは補償の対象となりません。

このご案内は、老人クラブ団体傷害保険特約付帯普通傷害保険、普通傷害保険についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

資料請求は、お近くの市区町村老人クラブ連合会、都道府県・指定都市老人クラブ連合会、または**全国老人クラブ連合会の資料請求専用FAX（03-3597-8767）**までどうぞ。

**取扱代理店** シニアサービス社 TEL 03-3597-8769  
引受保険会社 東京海上日動火災保険（株）  
担当課：医療福祉法人部 法人第二課  
TEL 03-3515-4144